

和光市立第四小学校 保護者と教職員の会

# 「けやきの会」会則

## 四小防犯マップ

学区内の地区の区分け・通学路の安全を確認できます。「和光市防犯マップ」で検索



<https://goo.gl/AGpvp2>

## 和光市立第四小学校保護者と教職員の会 「けやきの会」について

本校は平成9年度より和光市立第四小学校PTAから和光市立第四小学校保護者と教職員の会「けやきの会」という独自の組織に形を変え、活動しています。

### [1] 従来のPTAの問題点

- ① 役員になると負担が大きく、選出が困難である。
  - ② 役員のための活動になり、一般会員は関心を向けにくい。
  - ③ 市P保連（和光市PTA保護者会連合会）、県P連（埼玉県PTA連合会）などの行事に参加しなくてはならない。
- 以上の点から、本来目を向けるべき子供のための活動が手薄になる。

### [2] 保護者と教職員の会「けやきの会」とは

- ① 特定の委員だけでなく、全会員が少しずつ仕事を分担し、できる範囲で協力し合い、子供のために活動していく。
- ② 学校や学年・学級を中心にした子供たちのための会でありたい。
- ③ 現在、校内の活動を中心としているが、今後、活動範囲を広げていく可能性を妨げない。

平成7年度より、四小PTA組織について会員、教職員によって話し合わせ、平成8年度臨時総会により「けやきの会」を暫定的に発足、活動することが承認され、現在に至っています。

今後は、この会則をもとに子供たちの健全育成のために、保護者と教師が共に協力しあいながら、より良い会にしていきましょう。

※会則は、平成11年度より施行されています。

# 和光市立第四小学校保護者と教職員の会 「けやきの会」会則

## 〈 名 称 〉

本会は和光市立第四小学校保護者と教職員の会「けやきの会」とする。

## 〈 目 的 〉

本会は父母と教職員の協力のもとに学校、家庭、地域社会における児童の福祉を増進することを目的とする。

## 〈 活 動 〉

児童教育についての研究、協議、連絡を行い、児童の健康と安全を図る。

その他、会員が必要を認めた活動を行う。

## 〈 会 員 〉

本校に在籍する児童の父母、又はそれに代わる人。

本校に勤務する校長及び教職員とする。

## 〈 役 員 〉

本校には当分の間、役員はおかない。(役員とは会長・副会長とする。)

(当分の間とは、市P連に再加入した場合等、会長・副会長職が必要となるまでとする。)

## 〈 委 員 〉

本会に運営委員を置き、会務を統括する。

運営委員の任期は一年とする。但し、再任を妨げない。

## 〈 会 計 〉

1、会計は本会の収支を司り、予算・決算報告をする。

2、会費は一家庭月額125円とする。

3、会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 〈 監 査 〉

本会に会計監査を設け、運営委員の委嘱により父母たる会員2名をもって構成し、監査報告をする。

## 〈 改 定 〉

この会則を改定する時は、全会員に図り、全会員の過半数の賛成によって行う。

## 〈 機 関 〉

### 【全体会】

1. 年度の初めに開く。
  - イ) 事業報告並びに決算の承認
  - ロ) 年度計画及び予算案の承認
  - ハ) その他必要と認められた事項の審議
2. 全体会の定足数は会員の1/5とする。但し委任状をもって出席にかえることができる。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
2. その他運営委員会において必要と認めるとき、全体会を開くことができる。

付則1：慶弔の決まり

対象を会員と児童の死亡の場合のみとする。

弔慰金は、金 5,000 円とする。

付則2：本会則は平成 11 年 5 月 15 日より施行する。

本会則は平成 16 年 5 月 13 日より一部改正する。

本会則は平成 22 年 5 月 12 日より一部改正する。

本会則は平成 30 年 5 月 9 日より一部改正する。

本会則は令和 4 年 4 月 1 日より一部改正する。

本会則は令和 5 年 4 月 1 日より一部改正する。

### 〈 組織図 〉



